

作成日 2010/11/04  
改訂日 2024/10/16

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	67.5%硝酸
供給者の会社名称	サンワ化学株式会社
住所	静岡県袋井市浅羽2777-1
担当部門	品質保証部
電話番号	0538-23-6611
FAX番号	0538-23-7918
推奨用途	工業用一般
使用上の制限	推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家/化学物質専門家等の判断を仰ぐこと。

### 2. 危険有害性の要約

#### 化学品のGHS分類

健康有害性	急性毒性(吸入・蒸気) 区分1 皮膚腐食性/刺激性 区分1 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分1 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(呼吸器) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(呼吸器 齒)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない か分類できない。

#### GHSラベル要素

##### 絵表示



##### 注意喚起語

##### 危険有害性情報

##### 危険

H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷

H330 吸入すると生命に危険

H370 呼吸器の障害

H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、  
歯の障害

H402 水生生物に有害

##### 注意書き

##### 安全対策

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入し  
ないこと。(P260)

取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用する  
こと。(P280)

飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。無理に吐かせない  
こと。(P301+P330+P331)

皮膚又は髪に付着した場合: 直ちに汚染された衣類  
を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。  
(P303+P361+P353)

吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやす  
い姿勢で休息させること。(P304+P340)

眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコ  
ンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外  
すこと。その後も洗浄を続けること。  
(P305+P351+P338)

ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡する  
こと。(P308+P311)

直ちに医師に連絡すること。(P310)

特別な処置が緊急に必要である。(P320)

特別な処置が必要である。(P321)

##### 応急措置

## 保管

換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)

## 3. 組成及び成分情報

## 化学物質・混合物の区別

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	混合物		CAS番号
			官報公示整理番号 化審法	安衛法	
硝酸	67.5%	HNO <sub>3</sub>	(1)-394	既存	7697-37-2
水	32.5%	H <sub>2</sub> O	-	-	7732-18-5

## 4. 応急措置

## 吸入した場合

直ちに医師に連絡すること。  
吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

## 皮膚に付着した場合

特別な治療が緊急に必要である。  
皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。  
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当を受けること。  
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

## 眼に入った場合

直ちに医師に連絡すること。  
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

## 飲み込んだ場合

口をすすぐこと。  
飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。  
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

## 5. 火災時の措置

## 適切な消火剤

この製品自体は、燃焼しない。

## 火災時の特有の危険有害性

燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。

## 特有の消火方法

消火作業は、風上から行う。

周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。

火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。

関係者以外は安全な場所に退去させる。

呼吸用保護具を着用すること。

## 消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。

## 6. 漏出時の措置

## 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

呼吸用保護具を着用すること。

多量の場合、人を安全な場所に退避させる。

必要に応じた換気を確保する。

漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。

少量の場合、吸着剤(土・砂・ウエスなど)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾などでよく拭き取る。大量の水で洗い流す。

多量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてからドラムなどに回収する。

環境に対する注意事項  
封じ込め及び浄化の方法  
及び機材

## 二次災害の防止策

付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。  
床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故の原因となるため注意する。  
漏出物の上をむやみに歩かない。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 呼吸用保護具を着用すること。 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
安全取扱注意事項		この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 呼吸用保護具を着用すること。 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
保管	接触回避 安全な保管条件	『10. 安定性及び反応性』を参照。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 施錠して保管すること。 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

## 8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
硝酸	未設定	2ppm(5.2mg/m3)	設定あり

  

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値／天井値
硝酸	未設定	未設定

許容濃度(ACGIH)参考先 : <https://www.acgih.org/>

設備対策		蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
保護具	呼吸用保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な呼吸用保護具を選択し、着用すること。
	手の保護具	状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護手袋等適切な保護具を着用すること。
	眼、顔面の保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護手袋を選択し、着用すること。
	皮膚及び身体の保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護手袋を選択し、着用すること。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体
形状	透明液体
色	無色～淡黄色
臭い	強い刺激臭
融点／凝固点	-33°C

沸点又は初留点及び沸点範囲	121°C
自然発火点	不燃性
溶解度	水と任意の割合で混合
蒸気圧	6.4kPa(20°C)
密度及び／又は相対密度	1.41g/cm³(20°C)
<b>10. 安定性及び反応性</b>	
反応性	加熱すると分解し、窒素酸化物及び硝酸ガスを発する。
化学的安定性	光にあたると一部分解する。
危険有害反応可能性	二硫化炭素、アミン類、ヒドラジン類などと混触すると発火又は爆発する。
	アルコール、フェノールと反応。
	強力な酸化剤であり、可燃性や還元性の物質と激しく反応する。
	強酸であり、塩基と激しく反応し、金属に対して腐食性を示す。
	有機化学物質と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。
	可燃物と接触すると自然発火する恐れがある。
避けるべき条件	光、加熱
混触危険物質	硫化水素、隣家水素、ヨウ化水素、カーバイド、二硫化水素、アミン類、ヒドラジン類などと接触すると自然発火する。
危険有害な分解生成物	窒素酸化物、硝酸ガス。
<b>11. 有害性情報</b>	
急性毒性	経口 急性毒性推定値が5000mg/kg超のため区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	経皮 (データ不足のため分類できない。 (気体) GHS定義による气体ではない。 (蒸気) 急性毒性推定値が49ppmのため区分1とした。 (粉じん・ミスト) データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性／皮膚刺激性 眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性	区分1の成分合計が67.5%のため、区分1とした。 眼区分1の成分合計が67.5%のため、区分1とした。
呼吸器感作性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
皮膚感作性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
生殖細胞変異原性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
発がん性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 (生殖毒性) 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
生殖毒性	

特定標的臓器毒性(単回 ばく露)	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 (生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性(反復 ばく露)	区分1(呼吸器)の成分が67.5%のため、区分1(呼吸器)とした。 区分1(呼吸器)の成分が67.5%のため、区分1(呼吸器)とした。 区分1(歯)の成分が67.5%のため、区分1(歯)とした。
誤えん有害性	動粘性率が不明のため、分類できないとした。
<b>12. 環境影響情報</b>	
水生環境有害性 短期 (急性)	(毒性乗率 × 100 × 区分1)+(10 × 区分2)+区分3の成分合計が67.5%のため、区分3とした。
水生環境有害性 長期 (慢性)	(毒性乗率 × 100 × 区分1)+(10 × 区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分に該当ないとした。
<b>13. 廃棄上の注意</b>	
残余廃棄物	廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
汚染容器及び包装	
<b>14. 輸送上の注意</b>	
国際規制	<p>海上規制情報 IMOの規定に従う。</p> <p>UN No. 2031</p> <p>Proper Shipping 硝酸</p> <p>Class 8</p> <p>Sub Risk 5.1</p> <p>Packing Group II</p> <p>Marine Pollutant Not applicable</p> <p>Liquid Substance Not applicable</p> <p>Transported in Bulk</p> <p>According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code</p> <p>航空規制情報 ICAO／IATAの規定に従う。</p> <p>UN No. 2031</p> <p>Proper Shipping 硝酸</p> <p>Class 8</p> <p>Sub Risk 5.1</p> <p>Packing Group II</p>
国内規制	<p>陸上規制 毒物及び劇物取締法の規定に従う。</p> <p>海上規制情報 船舶安全法の規定に従う。</p> <p>国連番号 2031</p> <p>品名 硝酸</p> <p>クラス 8</p> <p>副次危険 5.1</p> <p>容器等級 II</p> <p>海洋汚染物質 非該当</p> <p>MARPOL 73/78 附属 非該当</p> <p>書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質 航空規制情報 航空法の規定に従う。</p>

国連番号	2031
品名	硝酸
クラス	8
副次危険等級	5.1 II
緊急時応急措置指針番号	157
<b>15. 適用法令</b>	
労働安全衛生法	特定化学物質第3類物質(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第6号) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9) 硝酸(政令番号:307)(67.5%) 腐食性液体(労働安全衛生規則第326条) 歯科健康診断対象物質(法第66条第3項、施行令第22条第3項) 特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質(令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧) 劇物(指定令第2条) 硝酸を含有する製剤(67.5%) 非該当
毒物及び劇物取締法	
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)
水質汚濁防止法	有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 輸出貿易管理令別表第1の16の項
海洋汚染防止法	腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1) 腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)
外国為替及び外国貿易法	その他の危険物・腐食性物質(法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
船舶安全法	車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
航空法	特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)
港則法	有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)
道路法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)	
水道法	
労働基準法	

**16. その他の情報**

参考文献  
その他

NITE  
記載内容は、現時点での入手できる資料、情報、データに基づき作成していますが、情報の正確さ、安全性を保証するものではありません。未知の有害性がありうるため、取り扱いには細心の注意が必要で、ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定下さるようお願い致します。